

長久手市景観計画策定委員会設置要綱

(要綱の趣旨)

第1条 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画を策定するにあたり、必要事項を協議するため、長久手市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、長久手市景観計画（以下「景観計画」という。）の策定に関する検討事項その他必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) 各種団体等の代表者又はその指名する者
- (4) 公募による市民

2 市長は、前項に規定する者のほか、愛知県職員をオブザーバーとして委嘱することができる。

3 第1項第三号委員については、同一団体等の中で委員の代理を認めるものとする。

4 委員の任期は、委嘱の日から景観計画策定の完了までとする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、建設部都市計画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成18年8月17日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。